

# 地方創生特区提案書

## — みやざき農業活力創生特区 —

平成 27 年 7 月  
宮 崎 県

# みやざき農業活力創生特区（宮崎県全域）

## 宮崎県の基幹産業である農業を核とした「地方創生」を実現

### 提案の背景

#### 「食」を取り巻く環境

- 国民の高い「安全・安心・健康」志向
- グローバル市場の拡大と国際間競争の激化

#### フードビジネスの推進

- 食を通じた産業競争力の強化と雇用の創出による地域の活性化
- 「産・学・官・金」による全県的な推進体制

#### 本県農業のポテンシャル

- ◎日本一の成分分析技術
  - ◇50分で500成分を一斉分析可能
  - ◇企業・大学・研究機関等の連携による「みやざきフードリサーチコンソーシアム」の設立
- ◎多彩で高付加価値な農畜産ブランド
  - ◇日本一連覇の宮崎牛や、樹上で究極まで糖度を高めた完熟マンゴー、完熟きんかん 等
  - ◇豊富な日射量を生かした「健康」認証の展開（ピーマン、ゴーヤ 等）

### 支障となっている規制

#### ①登録検査機関制度

- ▼残留農薬や機能性成分の分析の信頼性は、公的な認定・認証を受けた機関による検査が重要
- ▼公的制度は、国際認証ISOと食品衛生法に基づく登録の2種類存在し、両方取得するためには、人員・設備等の個別要件をそれぞれ満たす必要（食品衛生法に基づく登録については、設備要件として最新の技術が未整備）

#### ②食品等リサイクル

- ▼食品残さ等を原料とするエコフィードは、安定的な国産飼料供給の要
- ▼食品リサイクル法における特例措置は、一般廃棄物及び収集運搬業に限定され、再生利用業者（エコフィード製造業者）は、処理業許可の取得が必要となり、事業者の大きな負担

#### ③農地の集積

- ▼農地利用の効率化を図る上で、農地の迅速な集積が重要
- ▼農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」の公告・手続等は、農地のエリアに関わらず全て県の業務とされ、手続の迅速化に限界

#### ④認定農業者制度

- ▼農業・農村の所得倍増を目指す上で、目標となる農家像が重要
- ▼現在の認定農業者制度が想定する農家像は、サラリーマン並の所得を目指しており、地域の中心となる経営体として不十分

#### ⑤外国人技能実習制度

- ▼グローバルな視野をもった経営体の育成には、海外との技術交流が有効
- ▼現行制度では、研修期間が3年に限られ、対象職種も限定的（なお、期間の拡大（3年→5年）は2015年中に実施予定）

### 緩和等の内容

- ◎残留農薬や機能性成分の分析について、検査機関の登録要件（設備）に最新の技術（超臨界流体クロマトグラフィー）を追加する。
- ◎また、ISO認証を取得した場合は登録検査機関とみなす。  
（食品衛生法第33条・第35条）

- ◎食品リサイクル法の特例に産業廃棄物も含め、再生利用計画の認定を受けた登録再生利用業者は、処理業許可の取得を不要とする。  
（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条・第19条）

- ◎農地の権利移動が一の市町村域内に留まる場合は、「農用地利用配分計画」に係る許可・公告・縦覧手続きを市町村の事務とする。  
（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条）

- ◎現在の所得目標の倍増等を目指す農家を、新たに「スーパー認定農業者」として認定し、資金調達や国庫事業の優先採択等の優遇措置を創設する。  
（農業経営基盤強化促進法第7条・第12条）

- ◎研修期間を5年に延長するとともに、対象職種に農産加工を加える。  
（出入国管理及び難民認定法第7条第2項）

# みやざき農業活力創生特区（宮崎県全域）

## ① 食品分析技術(残留農薬・機能性成分分析)の高度化と活用促進

### みやざきフードリサーチコンソーシアム(みやざきFRC)の設立

宮崎県の有する成分分析における特許技術の活用と運用を図るため、「みやざきFRC」を平成26年4月に設立。

野菜の流通加工を全国展開し、  
野菜機能性評価に10年以上の実績

**デリカフーズ(株)**

ISOや食品衛生法に適合した検査機関  
として全国トップクラスの検査実績

一般財団法人  
**日本冷凍食品検査協会**

精密機器の開発・製造・販売で  
世界24カ国に展開

**(株)島津製作所**

年間6千件の農産物残留農薬分析に  
取り組む、日本一の自主分析体制

**JA宮崎経済連**

**みやざきFRC**  
〔平成26年4月〕

**宮崎県**

県内食品企業等の産業振興を  
担う公的支援機関  
公益財団法人  
**宮崎県産業振興機構**

キンカンなどの免疫賦活化作用など  
食品機能性研究・製品化に実績

**宮崎大学**

(独)科学技術振興機構 委託事業 (平成24年～26年)  
質量分析用超臨界流体抽出分離システムに係る共同研究

**大阪大学**

**神戸大学**

**島津製作所**

**宮崎県**

新しい世界最先端の分析装置を開発(H27.1発売)

○ 新たなシステム(超臨界流体クロマト) (分析時間:**50分**、分析可能成分:**500**)



前処理 15分

抽出・測定 35分

試薬類:二酸化炭素+有機溶剤



## 本県の分析技術を活用した分析拠点を整備

### 支障となっている規制

#### 【食品衛生法 第33条・第35条】

法第33条 別表

登録検査機関の主な要件 次の器具を有すること

- 1 遠心分離機、2 純水製造装置、3 超低温槽、4 ホモジナイザー、
- 5 ガスクロマトグラフ、6 ガスクロマトグラフ質量分析計、
- 7 原子吸光分光光度計、8 高速液体クロマトグラフ

→最新の分析装置(超臨界流体クロマト)は対象になっていない。

法第35条第2項 厚生労働省で定める技術上の基準に適合する方法により製品検査を行わなければならない。

→ISO17025と異なる基準。

### 緩和等の内容

○残留農薬や機能性成分の分析について、新たな技術(超臨界流体クロマトグラフィー)を用いた検査も公的な検査として、別表に定める必要な設備として認める。

○また、ISO認証を取得した場合は登録検査機関とみなす。

○輸出向け農畜水産物の発送前残留農薬検査や加工野菜の加工前検査が実現

○農産物や加工食品の機能性を表示した新商品開発や販売を加速化

○食品関連産業等の集積

## ② エコフィードの拡大

### 現 状

- 宮崎県において、畜産は農業産出額の58%を占める主要な産業。
- しかしながら、畜産における飼料は約7割を海外からの輸入に依存しており、輸入飼料価格の高騰により畜産経営を圧迫。
- このため、輸入飼料価格に影響されにくい安定した畜産経営を目指し、食品残渣を活用した安価なエコフィードの拡大が求められる。

### 課 題

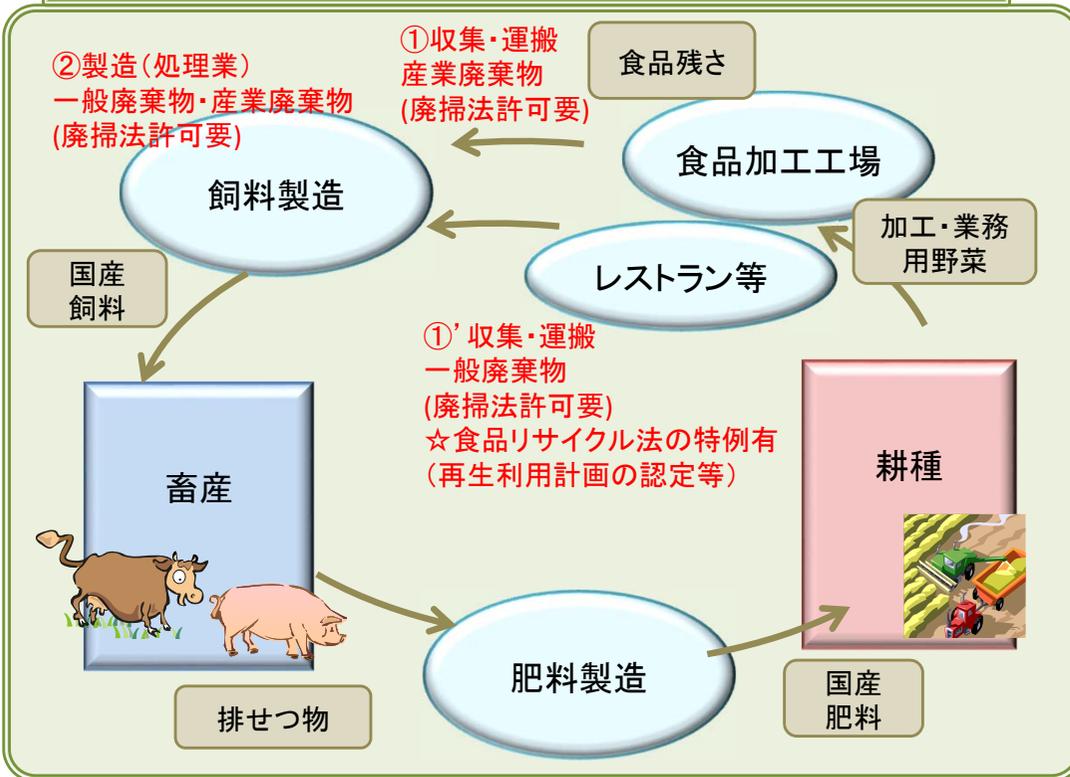
- 食品残渣は廃棄物と規定されており、食品残渣収集運搬者及びエコフィード製造業者の許可を取得する必要がある。  
(廃棄物及び清掃に関する法律)
- 事業者の中には、処理業許可を取得する代わりに、食品残渣を有価で購入している事例もあり、安価なエコフィードの生産に繋がっていない。

### 支障となっている規制

#### 【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律】

- 食品循環資源の飼料化等を行う事業者についての登録制度や再生利用事業計画の認定制度が設けられ、収集運搬の許可が不要となるなど特例措置が講じられている。
- しかしながら、特例は一般廃棄物に限定されるとともに、再生利用業者（エコフィード製造業者）は産業廃棄物処理業の許可を取得する必要があるなど、必ずしもエコフィードの拡大に結びついていない状況。

### 食品循環資源エコフィード化の更なる促進



### 緩和等の内容

- ◎ エコフィードの製造に係る食品リサイクル法の特例については、一般廃棄物に加え産業廃棄物の再生利用も含む特例に拡大する。
- ◎ 再生利用計画の認定を受けた登録再生利用事業者（エコフィード製造業者）については、産業廃棄物処理業の許可を不要とする。

- 食品残渣を活用したエコフィードの促進
- 国産飼料の安定供給により畜産経営の安定

# みやざき農業活力創生特区（宮崎県全域）

## ③ 農地の集積による効率的な生産体制の構築

### 現 状

- 農業・農村の担い手の高齢化、減少の進行により、本県農業を支えてきたほとんどの品目において、販売単価が向上しているにも関わらず産地が縮小している。
- 農業を基幹産業とする本県の地方創生を図っていくためには、雇用型の大規模農業経営体の育成による産地規模の維持・拡大が喫緊の課題となっている。
- 農地中間管理事業は、産地や集落の中心となる経営体に農地等の経営資源を集積する新たな制度であり、昨年度より全県域で事業推進に取り組んでいるが、円滑な推進を図るためには、早急な制度改善が必要となっている。

### 課 題

- 農地の権利移動は、これまで農業委員会と市町村、JAの地域単位での事務で完結していた。  
農地中間管理事業では、更に、農地中間管理機構と県が介在する事務フローとなっており、1件の事務手続きに約2ヶ月を要する。
- 農地中間管理事業は、農地の受け手がいない集落にも対応できるよう、農地の受け手を公募し、その応募者に農地を集積していく。  
農地の受け手への利用権設定は、県が公告縦覧した上で許可することから、その権利移動に関心のある者が公告を閲覧することは、ほとんどない制度となっている。

### 支障となっている規制

#### 【農地中間管理事業の推進に関する法律】

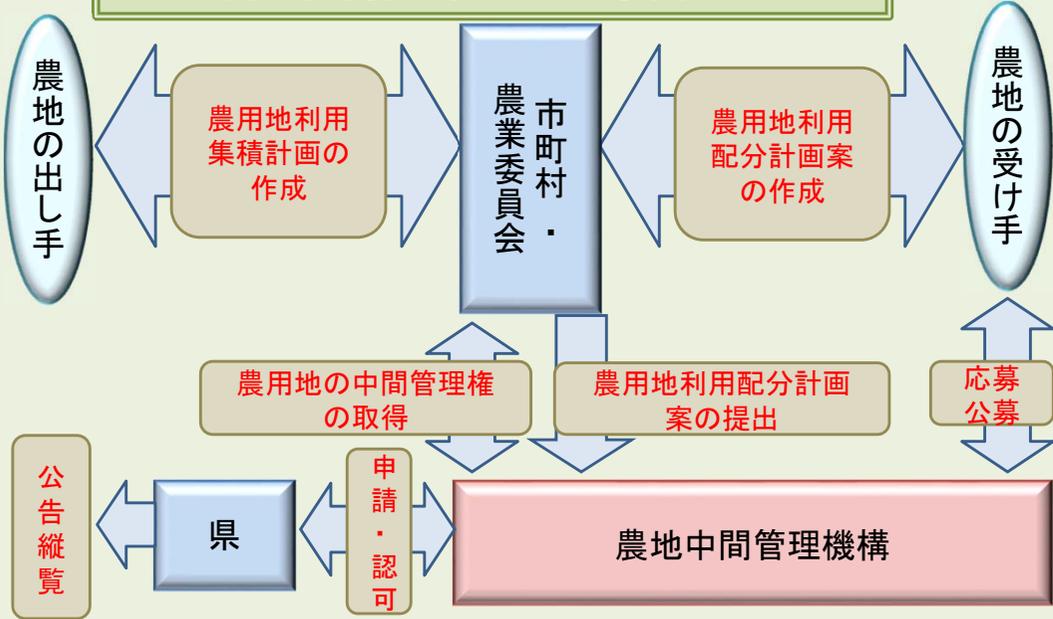
- 法第18条において、機構は農地中間管理権を有する農用地等について賃借権等の設定を行うときは、農用地利用配分計画を定め、知事の認可を受けなければならない。
- 法第18条第3項において、知事は農用地利用配分計画の申請があったときは、その旨を公告し、2週間縦覧に供しなければならない。

### 緩和等の内容

- 本事業は、集落の話し合いで定められた「人・農地プラン」が基本となり推進するものであることから、農用地利用配分計画は、県が認可するのではなく、市町村が公告縦覧して認可する制度とする。

- 地域の実態に応じた農地の利用・集積の促進
- 農地中間管理事業の事務の簡素化

### 1件の権利移動にかかる事務フロー

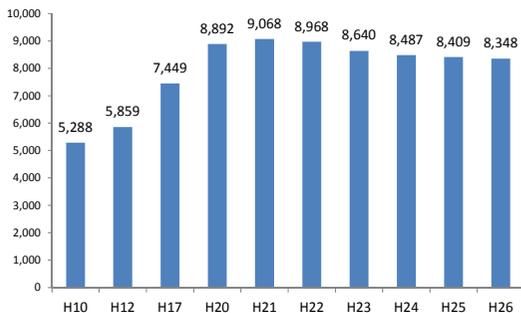


# みやざき農業活力創生特区（宮崎県全域）

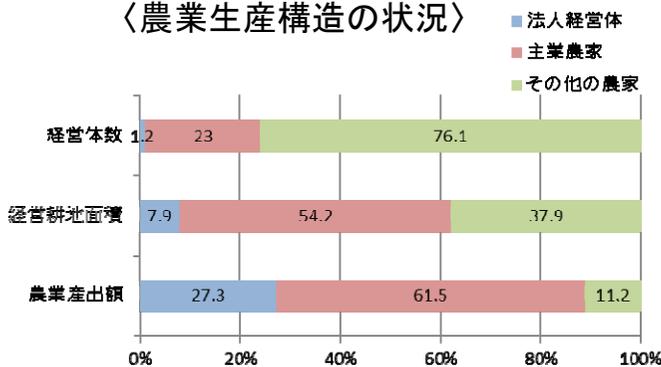
## ④ スーパー認定農業者の育成

### 現 状

〈認定農業者数の推移〉



〈農業生産構造の状況〉



宮崎県の農家戸数及び農業就業人口は減少を続けており、本格的な人口減少社会を迎え、今後、減少が一層加速することが懸念される。産地の核となる認定農業者数は、横ばい傾向。

一方、法人経営体、主業農家が、農業産出額の大宗を占め、中でも、規模拡大等を志向する法人経営体は、増加傾向にあり、認定農業者への支援を強化・拡充する必要。

減少する担い手をカバーし、産地生産力を維持発展させるとともに、地域農業を牽引するリーダーとして育成

### 《本県独自の人材育成に向けた新たな取組》

#### みやざき次世代農業 トップランナー養成塾

- 地域のリーダー・指導者となる担い手の研修
- ・社長学
- ・マーケティング
- ・マネジメント等

#### 次世代型農業 チャレンジファーム

- ICTや最先端の機械等を導入した技術研修農場
- ・先進農家、民間企業が技術を提供する新たな取組

人材育成の総合拠点として整備・運営

#### 育成人財 の経営展開 (スーパー認定農業者)

- ・ICT等の最先端技術を導入した新しい経営、規模拡大
- ・大規模で新たな投資ニーズ

### 宮崎県の施策の方向性

農業を成長産業として牽引する経営者(トップランナー)を育成するため、経営発展の各段階に応じて経営力と技術力を身につけられるよう「リカレント研修システム」を構築し、ICT等の先進技術の活用した高い生産技術や経営能力を有した農業経営者を育成

### 課 題

#### 【農業経営基盤強化促進法】

現行の認定農業者制度は、サラリーマン並の所得を確保する家族経営体为目标とする農家像としており、地域農業を牽引する農家を育成するとともに、農家が意欲を持って農業を続け、また、農業が魅力ある産業として新たな人や投資を呼び込んでいくためには、現行の認定農業者の目標より高い所得を実現する農家像を示し、更なる規模拡大や法人化を促進していくことが重要。

### 対 応

◎現行の認定農業者制度に加え、高所得や規模拡大、新技術導入等を目指す農家を新たに「スーパー認定農業者(仮称)」として認定し、資金調達や国庫事業の優先採択等の優遇措置を創設。

※具体的な優遇措置

- ・スーパーL資金貸付限度額の拡大(現在:個人3億円、法人10億円)
- ・償還期間の延長(25年→30年)
- ・補助事業の優先採択

#### 《地域農業を牽引する経営体の育成》

- 雇用型法人の育成
- ICTを活用した次世代施設園芸の展開(複合環境システム導入)
- 加工・業務用野菜大規模経営体・産地の育成
- ICT活用等による高生産性畜産経営体の育成

# みやざき農業活力創生特区（宮崎県全域）

## ⑤ 東南アジア地域との人材育成・技術協力体制の構築

### 国際交流の現状

（一財）自治体国際化協会（CLAIR）の「自治体国際協力促進事業」により、国際交流を実施

#### <事業内容>

#### ア 宮崎・ナムディン農業振興コンソーシアムの設立

- ・ ベトナムナムディン省、南九州大学、宮崎県の3者でコンソーシアムを設立し、相互の農業振興・農業人材育成について検討

#### イ ナムディン省農業技術者の試験的受入れ

- ・ ナムディン省の農業技術者を本県に試験的に受入れ、研修を行うとともに、農業人材育成システム構築を検討

### 宮崎県の農産加工の取り組み

#### （株）ジェイエフーズみやざき（西都市）

- 県内最大規模となる冷凍加工施設を新設し、野菜の冷凍加工やカット加工などに取り組み、ほうれんそう等の加工・業務用野菜の新たな産地化を展開。

六次産業化・地産地消費に基づく  
法認定件数の推移

